

北海道大学病院において実施される臨床研究におけるモニタリングと監査

※実施にあたっては「北海道大学病院において実施される臨床研究におけるモニタリングおよび監査の指針」を参照すること

※モニター担当者の認定については**指針「3.4」**参照

